

## 議案第58号

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条1項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び同機構規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

## 提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約を変更することについて関係市町と協議を行うため。



愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成18年2月3日愛媛県指令17市第1371号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税<u>並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税</u>に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税 _____ _____ _____に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

